

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

2 上水道の設置・管理に関する事務

| 事務名 | 概要及び備考 | 評価 | 広域 | 効率 | 専門 | 規模 | 一體 | 法令 | 特段 | 考え方 | | 総合評価 |
|---------------------------------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|--|---|------|
| | | | | | | | | | | 区 | 都 | |
| 1 上水道の設置・管理に関する事務 | | | 区 | | | | | | | ○都の水道事業は、特別区のみならず多摩25市町の区域において事業を行っており、施設整備・維持管理も一体的に行っている。配水体制は、水系間の相互運用やバックアップにより、多摩地域を含めた都全体で水運用を行っており、給水区域ごとに分割して運用管理することは不可能である。 ○営業系など区域ごとに行っている定型業務については、既にほとんどが民間委託されている。財源のほとんどは水道料金の独立採算で、規模のメリットを生かして一体的に効率的な経営を行っており、仮に事業を分割して移管すれば、財政的にみても事業の効率性は低下し、都民の料金負担につながるばかりでなく、お客様サービスの低下にもつながることは明らかである。 | | 都 |
| (1)取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務 | <水源～給水所> ○水道水源林の管理 ○水源施設の設置・管理 ○取水・導水施設の設置・管理 ○浄水場の設置・管理 ○送水施設の設置・管理 ○水質管理(水源・浄水場) * 水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定 | | 区 | △ | △ | | | | △ | ○水源の確保及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超える広域的対応が必要であり、現行どおり都及び国が担う方向で検討すべきである。 ○浄水場以降については、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の給水区域単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性ではなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。配水施設などの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。 | | 区 |
| (2)配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務 | <給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理 ○配水施設の設置・管理 ○給水装置の検査 ○水質管理(給水栓) ○水道の使用にかかる受付(開始・中止) ○使用水量の算定 ○水道料金、下水道料金の徴収 * 水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定 | | 区 | | | | | | | ○本来基礎自治体の事務であり、都が担うべき必然性ではなく、地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一体的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。 | | 区 |
| | | 都 | | | | | | | | | | |

検討対象事務評価個票

〔都〕

1

大区分 1 中区分 2 小区分

| | | | | | |
|--|---|-----------------------|--|-----------------------|--|
| 事業名 | | 上水道の設置・管理に関する事務 | | < 考え方 > | |
| 担当局 | | 水道局 | | | |
| (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 水源の確保や広域的施設整備、バックアップ機能の強化など、都民生活と首都東京の都市活動を支えるライフラインとして区域にかかわらず整備されており、今後も安定給水を確保していくためには、都が広域的に処理することが最も効率的であり有効である。 | | | | |
| (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 施設整備や水運用、料金の徴収等の業務を一体的に実施することで、効率的な事業運営を実現しており、特別区へ移管した場合には、事業の効率性が低下し、都民の料金負担が増えることになる。 | | | | |
| (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 水道事業の運営には、ダムや浄水施設等の維持管理、水質管理、管路の整備、配水調整、漏水防止など、高い技術とトータル的な活用が必要とされるため、これらのノウハウを有しない特別区が各区ごとに人材を確保・育成し処理することは困難である。 | | | | |
| (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 行政区画にこだわらず、地域の高低差利用などを考慮して、合理的・効率的な配水・給水となるよう一体的な施設整備が配備されている。今後とも安定給水を確保していくためには、都が一体的に処理することが必要である。 | | | | |
| (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 東京の水道はこれまで、一体の施設として整備がなされてきており、大都市東京の基幹インフラである水道の機能を十分に発揮するためには、一元的な水運用や施設整備が必要である。また、大都市東京においては、発災時における給水の確保や都市インフラの迅速な復旧が重要であるが、効果的に実施するためには都が一体的に処理する必要がある。 | | | | |
| (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 水道法第6条第2項の規定により、水道事業の経営は原則として市町村が行い、市町村の同意を得た場合に限り市町村以外の者も水道事業を経営することができるとしている。また、同法第49条の規定により、特別区の存する地域では、都を市町村と同様に取り扱うこととされている。よって、特別区においては都が水道事業を行うこととなっている。 | | | | |
| (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | | | | |
| チェック | 理由 | | | | |
| <input type="radio"/> | 水道事業の運営基盤強化を図るために、平成16年に厚生労働省が策定した「水道ビジョン」において、「都道府県が広域化計画を策定し、ソフト統合等の新たな概念による広域化を推進」することとなっており、都における多摩地区水道の都道一元化は、我が国における広域化のモデルケースとなっている。 | | | | |
| 総合評価 | | | | | |
| <input type="radio"/> | | <input type="radio"/> | | <input type="radio"/> | |

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

| | | |
|---|---|--|
| 事業名 | 取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務 | |
| 担当局 | 水道局 | |
| 事業評価 | (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理する事務がどうか。 | |
| | チェック | 理由 △ 水源の管理及び取水・導水施設の設置・管理については、特別区の区域を超えた広域的対応が必要であり、国とともに都が処理する方向で検討する必要がある。 |
| | (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務がどうか。 | |
| | チェック | 理由 △ 水源の管理、取水・導水施設の設置管理については、分割するのが極めて非効率となることが見込まれる。 |
| | (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務がどうか。 | |
| | チェック | 理由 |
| | (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務がどうか。 | |
| 評価 | チェック | 理由 |
| (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理する事務がどうか。 | | |
| (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務がどうか。 | | |
| (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | |
| チエック 理由 △ 市部受託浄水場及び市部と共有する浄水場については、区への移管対象にはなじまない。 | | |
| | | 総合評価 都 区 保 |

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 2 中区分 1 小区分 (2)

| | | |
|--|-----------------------------|---|
| 事業名 | 配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務 | |
| 担当局 | 水道局 | |
| (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| <考え方> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務については、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。 ●施設整備や水運用については一定の広域性が必要だが、給水区域毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。 ●現行の給水区域単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。 ●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。 ●地域に密着して配置されている施設であり、都が一体的に処理する必然性はなく、特別区が処理することで支障が生じるおそれはない。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○特別区の区域においては、「市町村」を「都」と読み替えることとされているが、水道事業は「市町村以外のもの」も担えることとされていることから、法令上の制約はないと考えられる。 ○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none"> ●水道管の多くは区道に埋設されていることから、道路管理と一体的に対応することが可能となり、緊急事態への迅速な対応も含め、公共工事関係の事業や経費の効率化が図れるほか、住民生活への影響を低減することができる。 ●災害時の地域ごとの給水対応や検針時の各世帯の見回りなど、安全・安心の観点からも、地域特性を熟知している区が担う方がよりきめ細やかな対応ができる。 ●税と利用料を合わせた徴収の一元化など、事業効率を高める運用も可能である。 ○共同処理の方式、水道料金のあり方、事故発生時の広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。 | | |
| 総合評価 | | |
| | 都 | 区 |
| | | 保 |

検討対象事務評価シート

1

法令に基づく事務

| 3 公共下水道の設置・管理に関する事務 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--------|-----------------|----|----|----|----|----|----|---|------|
| 事務名 | 概要及び備考 | 評価 | 広域 | 効率 | 専門 | 規模 | 一体 | 法令 | 特段 | 考え方 | 総合評価 |
| 1 公共下水道の設置・管理に関する事務 | | 区 | | | | | | | | | |
| (1)住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務 | <家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理 ・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む ○排水設備に関する事務 ○再生水事業 ○水質規制事務 ○汚水排出量の認定 ○下水道料金の徴収 *下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定 | 都 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | | | | | | | ○区部の下水道は、全体を一体として広域的な見地から建設が進められ、幹線やポンプ所、水再生センターなどの基幹施設が集約的に整備・配置されているのみならず、枝線管きよについても各区の区域をまたがって整備されてきた。これらの様々な施設が一体不可分のシステムとして効率的に計画・建設・維持管理されており、処理区ごとに分割すれば効率性が低下するのは明らかである。効率性、広域性、安全性、専門性等いずれの面からも、都が一体的に行なうことが都民区民の利益に適うものである。 | 都 |
| (2)幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務 | <幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理 ○ポンプ所の設置・管理 ○水再生センターの設置・管理 ○再生水供給施設の設置・管理 ○地球温暖化対策 *下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定 | 区 都 | | | | | | | | ○法令上、特別区の事務とされており、都が実施するのは協議が整うまでの間とされている。 ○地域の実情に応じて実施すべきであることから、特別区が担う方向で検討すべきである。区道との一體的管理や区の窓口での総合的サービスの提供など住民の利便性の向上、事業執行の効率化等が期待できる。 | 区 |
| | | 区 都 | | | | | | | | ○一般的には都道府県事務であり、一定の広域処理が必要であるが、現行の処理区単位で複数区による共同処理を行うことが可能であることから、都が担うべき必然性ではなく、地域の実情に応じて実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。枝線管きよの移管と合わせ、両者の連携により、区の既存事業との連携による総合的、効率的な対応等が期待できる。 | 区 |

検討対象事務評価個票

〔都〕

1

大区分 3 中区分 1 小区分

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------------|---|---------|---|--|--|--|
| 事業名 | | 公共下水道の設置・管理に関する事務 | | < 考え方 > | | | | |
| 担当局 | | 下水道局 | | | | | | |
| 事 業 業 評 価 | (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理する事務かどうか。 | | ○ 区部の公共下水道は、現在の特別区の行政区域ができる以前から、特別区の区域を一体として建設が進められたものであり、大規模な幹線や処理場などの施設が、地形や市街化の状況などを勘案しながら、集約的に整備・配置されている。 | | <p>○ 区部の公共下水道は、現在の特別区の行政区域ができる以前から、特別区の区域を一体として建設が進められたものであり、大規模な幹線や処理場などの施設が、地形や市街化の状況などを勘案しながら、集約的に整備・配置されている。</p> <p>○ 下水を自然流下させるため、川や分水嶺等の地勢に応じて 10 の処理区が設けられており、処理区は各特別区の行政区域を跨いでいる。（例えば豊島区は 5 処理区、足立区は 4 処理区に属している。）そのため、処理区ごとに分割した場合、同一区内で料金格差が生ずる可能性が極めて高くなる。</p> <p>○ 合流式下水道の改善や温室効果ガスの削減、施設の老朽化への対応等の施策を進めるには、管きょからポンプ所、水再生センター、汚泥処理まで全体のシステムとして対応することが効果的である。（他の政令市も一体のシステムとして取り組んでおり、分割してやっているわけではない。）</p> <p>○ 汚泥処理や再資源化は処理区を越えて集約化しており、分割して処理すれば効率性を著しく損なう。また、水再生センターを再構築する場合には処理区を超えた対応が必要となるとともに、処理区を越えて幹線のネットワーク化が行われているため、処理区ごとに分割することは困難である。</p> <p>○ 3箇所で造水した再生水を 23 区に点在する供給区域に供給しており、一体的に対応する必要がある。</p> <p>○ 浸水対策事業は、下水道整備・河川改修・防潮堤整備などの対策を総合的に進めなければ効果が上がらない。このため都が主体的に役割分担し都の施策として一体的に処理することで、効果的に大都市東京の安全性の向上を図ることができる。</p> <p>○ 都が一体的に管理することにより、震災時に、被害の大きい地域への人材・資材の集中投入など必要な緊急対応が可能となる。</p> <p>○ 下水道施設の建設にあたっては必要資金の多くを借入金（企業債）でまかなっており、借入金（企業債）の残高は、平成 18 年度末で 2 兆 4 千億円を超える。この借入金を各処理区に振り分けることは事実上不可能である。</p> <p>○ 処理区ごとに施設の老朽化や維持管理経費が異なるため、処理区ごとに分割した場合、料金の地域格差につながる。</p> <p>○ 「移管すべき事務を選定するための基準」で定める 7 項目の評価は左記のとおりである。</p> <p>○ 以上のことから、都が引き続き公共下水道事業を行うことが都民区民の利益に適うものと考える。</p> | | | |
| | (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 | | | | | | | |
| | (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | | | |
| | (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | | | |
| | (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るために、都が一体的に処理する事務かどうか。 | | | | | | | |
| | (6) 法令の趣旨目的その他の法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 | | | | | | | |
| | (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | | | | | | |
| | | | | 総合評価 | | | | |
| | | | | 都 | 区 | | | |
| | | | | 保 | | | | |

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

| | | |
|--|----------------------------------|---|
| 事業名 | 住民の用に供する下水道（枝線管きょなど）の設置・管理に関する事務 | |
| 担当局 | 下水道局 | |
| (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | |
| チェック | 理由 | |
| 総合評価 | | |
| | 都 | 区 |
| | 保 | |

検討対象事務評価個票

〔区〕

1

大区分 3 中区分 1 小区分 (2)

| | | | | | | |
|--|---------------------------|----|---|---|---|--|
| 事業名 | 幹線管きょなど、終末処理場の設置・管理に関する事務 | | <p><考え方></p> <p>○複数団体にまたがる流域下水道は原則都道府県事務であり、一定の広域処理が必要と考えられるが、現行の処理区毎に複数区による共同処理を行うことで、対応可能と考えられることから、判断基準に照らして、都が担うとする特別な事情はない、地域の実情に応じて実施する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一定の広域処理は必要であるが、処理区毎に複数区で共同処理する対応が可能と見込まれることから、必ずしも都による広域処理や一体的処理を要しない。 ●現行の処理区単位での事業を引き継げば、事業効果や効率に支障は生じない。 ●専門性の確保は都のノウハウや資源を継承することで担保できる。 <p>○下水道法上も、都道府県との協議により市町村が担えることから、法令上の制約はないと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●枝線管きょなどの事務と密接に連携することで、下水道事業の総合性や地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能となる。 ●区の既存の事業との連携等による総合的、効率的な対応が可能となる。 <p>○共同処理の方式、下水道料金のあり方、事故発生時の処理区をまたぐ広域対応等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p> | | | |
| 担当局 | 下水道局 | | | | | |
| (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 | | | | | | |
| 事業 | チェック | 理由 | | | | |
| (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 | | | | | | |
| 業 | チェック | 理由 | | | | |
| (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | | |
| 評 | チェック | 理由 | | | | |
| (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 | | | | | | |
| 価 | チェック | 理由 | | | | |
| (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 | | | | | | |
| | チェック | 理由 | | | | |
| (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 | | | | | | |
| | チェック | 理由 | | | | |
| (7) その他特段の事情があるかどうか。 | | | | | | |
| | チェック | 理由 | | | | |
| 総合評価 | | | 都 | 区 | 保 | |